

(別紙)

週休2日及び働き方改革に係る工事成績評価の取扱いについて

1. 週休2日の確保

担い手確保モデル工事において、現場閉所による週休2日（4週8休以上）を確保した場合は、発注者指定型及び受注者希望型の別に関係なく、次の評価対象項目のすべてで評価する。

ただし、発注者指定型において、週休2日に取り組む姿勢が見られず文書による改善指示を行った場合は、工程管理の項目で減ずる措置を行う。なお、受注者希望型については、減点を行わない。

(審査項目別運用表 別紙-1② 2. 施工状況 II. 工程管理)

【評価対象項目】

- 8 休日の確保を行っている。
10 その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行っている。]

(審査項目別運用表 別紙-2① 2. 施工状況 II. 工程管理)

【評価対象項目】

- 5 配置技術者（現場代理人）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
6 現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。

※ この場合は、原則a評価とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合はa評価としないことが出来る。

2. 働き方改革

他の模範となるような「週休2日の確保」や「担い手の確保」に向けた取り組みを当該工事において実施した場合に評価する。

(審査項目別運用表 別紙-1⑧ 5. 創意工夫 I. 創意工夫)

【評価対象項目】

- 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組みが図られている。
 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組みが図られている。

※ 上記のうち「週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組み」については、週休2日の確保自体を評価する項目ではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を、当該担い手確保モデル工事で実施した場合に評価するものとする。

※ 「I. 創意工夫」における加点は最大7点とし、そのうち「働き方改革」に関する加点は合計で最大2点とする。複数事項への取組みや実施状況の内容に応じて、1点、2点とする。